

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20200106	有限会社商工運輸(法人番号2260002024317)代表者唐井只次	岡山県倉敷市堀南997-6	本店営業所	岡山県倉敷市堀南997-6	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項	令和元年10月16日、過積載運行を行ったとして愛媛県公安委員会から通知を受けたことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。 (1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	1	1
20200108	株式会社岡山積載運輸(法人番号2260001001093)代表者味野淳子	岡山県岡山市南区曾根195	本社営業所	岡山県岡山市南区曾根195-9	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法J」)第17条第1項、同条第4項及び法第60条第1項	平成31年2月21日及び同年3月15日に、酒気帯び運転及び建造物を損壊する事故を惹起したことを端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。(1)運賃・料金届出義務違反(法第60条第1項)(2)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(3)疾病、疲労等のおそれのある乗務禁止違反(安全規則第3条第6項)(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)(5)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(6)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)(7)運転者台帳記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)(8)運転者に対する指導監督の記載事項義務違反(安全規則第10条第1項)	4	4
20200122	株式会社山崎産業(法人番号8240001049393)代表者山崎秀明	広島県広島市佐伯区河内南2丁目23-10	本社	広島県広島市佐伯区河内南2丁目23-10	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法J」)第11条、法第17条第1項及び同条第4項	令和元年12月18日及び同年12月24日、重傷事故を惹起したことを端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)運送約款等の掲示違反(法第11条)(2)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(4)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)(5)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)(6)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)(7)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	0	0
20200123	日ノ丸西濃運輸株式会社(法人番号5270001000653)代表者奥田繁吉	鳥取県鳥取市湖山町東3丁目40	浜田支店	鳥根県浜田市下府町327-33	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	令和元年5月31日、情報提供を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(4)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)(5)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項、第2項及び第3項)(6)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)	0	0